

事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業に関する連携協定書

伊丹市（以下「甲1」という。）及び芦屋市（以下「甲2」という。）（以下甲1及び甲2の総称を「甲」という。）と株式会社エナーバンク（以下「乙」という。）は、甲域内での再生可能エネルギー等を活用することによる脱炭素化の推進を図るため、次のとおり事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業（以下「本事業」という。）に関する甲及び乙の役割、実施の条件、有効期間等を規定することにより、本事業が円滑かつ効率的に実施されることを目的とする。

（役割等）

第2条 本事業における甲及び乙の役割については、次のとおりとする。

- （1）甲 本事業の広報に係る業務の支援
- （2）乙 「事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務内容の実施

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（実施の条件）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、仕様書に記載された内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 乙が第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び本事業の実施において知り得た情報を本協定の目的外に使用し、

又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（構成員の加入及び脱退に対する措置）

第6条 本協定に加入を希望する者があり、甲及び乙がこれを承諾した場合は加入を認めるものとする。

2 本協定から脱退を希望する者がある場合は、協定の有効期間が満了する日の3月前までに甲及び乙に通知するものとする。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7（2025）年4月30日までとする。ただし、乙は協定期間内において募集を行った事業については、協定の有効期間が満了する日以降であっても、仕様書に定める業務内容が完了するまで責任を持って対応するものとする。

2 前項の協定の有効期間が満了する日の3月前までに、甲又は乙が本協定終了の通知を行わないときは、本協定の有効期間を翌年の4月30日まで延長するものとし、以降も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第8条 本協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- （1）相手方当事者がこの協定に違反したとき。
- （2）相手方当事者が本事業の実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。
- （3）乙が「事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業 プロポーザル実施要領」（伊政グ第795号）に示す参加資格要件を満たさないことが判明したとき。

3 前項の規定により、この協定を解除したものは、こ

の協定が解除されたことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義等の処理)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙がそれぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年10月28日

甲 1 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番
伊丹市
伊丹市長 藤原 保幸



甲 2 兵庫県芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 高島 峻輔



乙 東京都中央区日本橋二丁目1番17号丹生ビル
2階
株式会社エナーバンク
代表取締役 佐藤 丞吾

